

## 令和元年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 質問要望等経過対応報告一覧（栃木地域：吹上・寺尾地区）

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
1	吹上第一	<p>【豪雨対策について】</p> <p>2015年の関東東北豪雨災害の際、河川の堆積物は除去していただきましたが、4年が経過し水草や堆積物等で再び氾濫の恐れがあります。</p> <p>新田橋、赤津川、如来橋の区間は川の流れが悪いので、川の整備をお願いします。</p>	<p>【道路河川維持課：TEL 21-2408】</p> <p>ご要望の箇所につきまして、県に確認しましたところ、「堆積物等につきましては、現地を確認したうえで、堆積土除去や河床整正工事を長期的な計画に基づき実施しております。今後とも、河川の適切な維持管理に努めていくとともに、異常気象等の発生状況には注意を払い、特に河川監視を強化し、災害の未然防止に努めて参ります。」との回答をいただいております。市としましても、引き続き県に対して強く要望してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課：道路河川維持課：TEL 21-2408】</p>
2	仲方町	<p>【永野川河川敷の整備並びに遊歩道化について】</p> <p>仲方町と梓町境界付近より新千塚橋付近までの東側土手 これまで4回提案してきましたが、一級河川であり県の管轄であることから、市民の声が届かず放置されている状態です。 現状を検証し、水害防止に向けた整備手法等についても教えてください。</p> <p>【当日再質問】</p> <p>今回は事前質問で、どのようにしたらよいかということで出させていただいた。ご指南いただければと思っている。 県に動いていただくようなアドバイスをいただければと思っている。 自分でここに潜ってみた。堤防なんてものはない。一度私と一緒に行きましょう。 一歩でも前に進む方法を教えてください。</p>	<p>【道路河川維持課：TEL 21-2408】</p> <p>ご要望の区間については、県に確認しましたところ、「本区間については、昨年度も回答させて頂きましたが、整備済み区間でありまして、改修の計画はありません。 また、水害防止に向けた対応としましては、堆積土除去や河床整正等河積を確保する工事がございりますが、これらは現地を確認し、長期的な計画に基づき実施しております。 今後とも、河川の適切な維持管理に努めていくとともに、異常気象等の出水の際は、特に河川監視を強化し、災害の未然防止に努めて参りますので、ご理解のほど何卒よろしく願います。」との回答をいただいております。 市といたしましては、県と連携を密にし、地域の安全を確保してまいりたいと思います。</p> <p>【建設部長】</p> <p>河川対策としては、今まで培ってきた河川対策が若干追いついていないというのが正直な状況かなと思います。それは、線状降水帯で一箇所に集中して降られてしまうからということです。現在の堤防で、ある程度安定性を保っている状況であるが、そのような中では、自分でご自身の身を守っていただく必要も出てくる状況と思っています。 県としても、河川対策をおろそかにしているわけではありません。まだ道半ばという状況で、まだ手がついていない場所もある。県の方でも、限られた予算の中で実施している状況もあります。 県の方でも現地を確認している。平成 27 年 9 月の豪雨対応が道半ば。各地区の重要度を踏まえて、県の方でも整備をしている。おっしゃっているところはまだ安定している場所です。引き続き、県には話をしていきますが、危険度の高い方から堤防の改修は進めざるを得ないということとはご理解いただきたい。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課：道路河川維持課：TEL 21-2408】</p>
3	梅沢町第二	<p>【砂防施設(ダム及び流路)の浚渫について】</p> <p>砂防指定地「梅沢」は、昭和 49 年の指定により工事完了後約 40 年が経過しています。 路内の河床や基礎の洗堀については、過去に一度、部分的にフン箆で補修を行っています。しかし、市道 2014 号線から永野川合流点までは、度重なる土砂の流出により流路内の不陸(平らではなく凹凸があること、または水平でないこと)が著しく、一部はコンクリート基礎も見えるようになってきました。 その原因としては、流域内の森林の管理不足もありますが、「梅沢ダム」の土砂の抑止能力(せきとめること)の低下と考えられます。 これ以上、基礎が洗堀されるとブロック護岸の倒壊や流路が損傷し、流下水が新町方面に流れ込み、この地域が冠水する恐れがあります。 早急なダムの浚渫と河床の不陸補正をお願いします。</p>	<p>【道路河川整備課：TEL 21-2785】</p> <p>ご要望のありました砂防施設の浚渫につきまして、管理者である栃木県に確認したところ、「現地確認をいたしました。梅沢ダムの土砂の堆積については、抑止能力に影響を与えるほどのものではなく、又、流路についても支障をきたす状態ではありませんでした。今後とも、日常的にパトロールを行いながら、適切なダム管理に努めてまいります。」との回答でした。 市といたしましても、地域の方々からのご意見、ご要望を伺いながら引き続き県と連携を密にし、地域の安全を確保して参りたいと考えております。</p>	<p>【道路河川整備課：TEL 21-2785】</p> <p>台風第 19 号の影響により、寺沢の砂防施設も被害を受けたことから、県において、河床の不陸整正を行ない、状況を確認しながら、必要に応じ浚渫も実施して参りたいとの回答がありました。 市といたしましても、引き続き、地域の方々からのご意見、ご要望を伺いながら引き続き県と連携を密にし、地域の安全を確保して参りたいと考えております。</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
4	梅沢町第二	<p>【消防車が永野川の水利を利用できる進入路の設置について】</p> <p>当自治会の消火施設としては、梅沢町 943 番地付近に、防火水槽（40t）1 基が設置されています。また、ふれあいバス梅沢新町バス停脇には水量が不安定な防火用の井戸があり、この他、南方に消火栓（未稼働）が設置されています。</p> <p>いざ、火災が発生した場合には、大量の水が必要となりますが、現在の設備だけでは、安定した水源とは言えません。</p> <p>そこで、流水が常時あり一定の水深がある永野川の水を、消火用水として利用できるようにするため、消防車両が河川敷に下りられる進入路を設置いただくようお願いします。</p>	<p>【消防総務課：TEL 23-3527】</p> <p>寺尾地区の消火栓につきましては、平成 28 年度に6基、平成 29 年度に7基、計 13 基の消火栓を消防水利として設置しております。その内、梅沢町地内には7基が設置されており、平成 30 年4月には全て使用可能となっております。</p> <p>また、水量が不安定な防火井戸につきましては、ご指摘のとおり季節や降雨状況により水深が変動するため、安定した消防水利とは言えません。このため、防火井戸の南側には防火水槽を設置しており、北側には消火栓を設置しておりますので、梅沢町地内において消防水利は充足されていると考えております。</p> <p>ご要望の、消防車両の進入路の設置につきましては、第 11 分団には、永野川から吸水可能な積み下ろしができる小型ポンプを積載した消防車を2台配備しておりますので、消防車両が河川敷に下りるための進入路を整備する必要性は低いと考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課：消防総務課：TEL 23-3527〕</p>
5	梅沢町第二	<p>【市道の路肩整備について】</p> <p>当自治会を含む寺尾地区は、市道の路肩が痛んでいる箇所が数多くあります。簡易舗装の縁が割れたり、剥がれて路床が見えたりと多様です。これは、道路幅員が狭いため、路肩を通る車両の重量に耐えきれないこと等が原因ではないかと思えます。</p> <p>生活道路のため普段から通行があり、時には、車両がすれ違いざまに無理に路肩に寄り過ぎ、滑り落ちることもあります。</p> <p>道路の拡幅が最善の処置と考えられますが、現状では難しいと思います。安全な交通を確保するためにも路肩の整備をお願いします。</p>	<p>【道路河川維持課：TEL 21-2408】</p> <p>ご要望の路肩整備につきましては、民地との境界の関係もありますことから、丁寧な補修にて対応してまいりたいと思います。</p> <p>また、簡易舗装箇所につきましては、現在、生活道路舗装補修事業にて、順次本舗装へと整備しているところではありますが、梅沢地区におきましては、今年度において、水道工事が完了することから来年度より順次、本舗装へと整備してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課：道路河川維持課：TEL 21-2408〕</p>
6	梅沢町第二	<p>【太陽光発電施設の管理指導の強化について】</p> <p>寺尾地区は市街化調整区域であり、土地の有効利用を図るなどの理由から、各所に太陽光発電施設が設置されています。</p> <p>設置された施設を見ると、管理者名が不明の施設や周囲を囲わずに誰でも入れる施設が数多くあります。</p> <p>発電施設は高電圧で生命に危険を及ぼすものです。火災や事故等が発生した場合、管理者が分からないと消防や警察などへの緊急の連絡ができません。このため、国のガイドラインに基づき、管理者が分かる標識等を設置するよう、設置者への指導をお願いします。また、子どもが入り込まないように、施設の周囲を囲むことを国と連携して早急に設置者に指導いただくようお願いいたします。</p> <p>また、新規に設置する施設については、市条例に基づく許可の対象施設なのか、または、届出対象の施設なのか、どのような施設になるのか、地域の住民にはわからない状況です。設置計画がある場合には、届出対象施設も含めて、地元への説明会を開くなど地域住民へ周知されるよう、設置者に指導いただけないか検討願います。</p>	<p>【環境課：TEL 21-2141、都市計画課：TEL21-2444】</p> <p>太陽光発電施設においては、平成 29 年 3 月に経済産業省資源エネルギー庁が制定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に従って事業を行うよう指導しているところです。</p> <p>また、発電出力 50kW 以上の太陽光発電施設については平成 30 年 4 月 1 日より栃木県が策定した「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」に従って事業概要書の提出を義務付け栃木市、栃木県及び国で情報を共有し管理指導の強化を図っております。</p> <p>安全確保のためのフェンスの設置と再生可能エネルギー発電事業者の名称等について記載した標識の掲示については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第 5 条第 1 項第 3 号及び第 5 号により規定されているため、不備のある太陽光発電施設については、改善を指導しております。自治会の皆様には、情報提供のご協力を引き続きお願いいたします。</p> <p>最後に太陽光発電施設の新規設置について事前相談があった場合には市役所内の関係各課に法令上の問題の有無を照会したうえで、近隣住民等への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めることを指導いたしております。また、市条例に基づく許可の対象施設となる、土砂災害警戒区域等の保全地区内の場合は、事業区域の境界から 50m 以内の土地や建物所有者及び自治会に対する説明会を義務付けています。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課：環境課：TEL 21-2141、都市計画課：TEL21-2444〕</p>



No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
7	鍋山第二	<p><b>【税の申告会場について】</b>                      平成 30 年度(平成 31 年 2 月)から、税の申告会場が、6 地域 12 会場から 3 地域 6 会場に統合されました。                      統合の理由として、「①1 会場当たりの職員配置人数を増やし待ち時間の短縮を図る②増員職員により、確定申告作成コーナーの利用案内を行い、自宅で申告書が作成できるよう誘導することで翌年の混雑を減らす③申告会場のバリアフリー化及び駐車場の確保による利便性の向上を図る」としており、統合したことについては、大変結構なことと思いますが、地域性があると思います。                      吹上公民館で申告する寺尾地区の住民は、多くの方は年配(主に農業所得者)の方で、「申告会場が遠い」、また、職員が増員されても「待ち時間が非常に長かった」と、不満が出ています。                      車の運転をすることができない方、ふれあいバスの運行本数が少なく不便、家族が送迎するにも仕事を休まなければならないなど、交通手段に色々な問題があります。また、いまだに高齢者宅ではパソコンがない家庭が多くあり、パソコンがあっても使うことに抵抗があり自宅で申告書を作成することができない状況かと思えます。                      申告会場の集約は仕方ないと思いますが、吹上会場の申告者は主に栃木西部地域(吹上、皆川、寺尾地区)の方が多いと思われるので、申告会場を吹上・皆川・寺尾の 3 公民館の輪番制としていただければ、遠い、交通が不便といった不公平感は少なくなるものと思います。現状では、会場は変えないとのことですが、あえて強く要望します。</p>	<p><b>【市民税課:TEL 21-2267】</b>                      今回申告会場を統合させていただいた理由につきましてはご指摘のとおりであり、ご理解をいただき誠にありがとうございます。                      なお、職員が増員されても待ち時間が長かったとのことにつきましては、申し訳ありませんでした。                      今回待ち時間が長かった原因として、確定申告となる方についてはデータを税務署に引き継ぐ際に利用者識別番号取得の時間が 1 人あたり 2~3 分かかりました。こちらの番号は 1 度取得すると次回以降の申告では新たに取得する必要がありませんので来年以降は少々待ち時間が減ってくるものと思われます。また、もう 1 つ考えられるのが、各会場における申告日程の前半に申告者が集中することがあげられます。今回吹上公民館で開催した 5 日間のうち、寺尾地区の方の受付日は 2 月 22 日(金)ですが、150 人の受付をいたしました。後半の 2 月 27 日(水)、28 日(木)の 2 日間については、それぞれ 70 人、87 人でしたので、後半の 2 日間の合計人数が 1 日で集中してしまったことにあります。                      申告者を均等にする対策につきましては今後検証して参りますが、それでも待ち時間の短縮にならないような場合には、更なる職員の増員を検討するなどの改善に努めてまいりますのでご理解・ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。                      なお、電子申告については、電子申告が可能な方には積極的な普及促進を図り、会場に来場される方の人数を減らすことにより待ち時間の短縮に努めてまいりたいと思います。もちろん電子申告の環境が整わない方等につきましてはこれまでどおりの対応をさせていただきます。                      ご提案の申告会場の輪番制でございますが、毎年会場が変更になることで市民の方の混乱を招く恐れがあることが懸念されますので十分な検討が必要と考えております。                      いずれにいたしましても、今回の申告が会場の見直しを行ってから初めての実施であり、様々なご意見を伺っておりますことから、今回行った会場での申告状況を検証し、今後につなげてまいります。</p>	<p><b>【市民税課:TEL 21-2267】</b>                      寺尾地区の申告会場につきましては、今回寺尾公民館に会場を設け 2 月 21 日(金)と 25 日(火)の 2 日間行いました。                      また、受付職員につきましても中央会場については前回 8 人で受付をしておりましたが、今回から 12 人~13 人に対応し、待ち時間の削減に努めたところです。</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
8	鍋山第一	<p><b>【民生委員及び児童委員の任期の変更について】</b>                      民生委員・児童委員は、地区社会福祉協議会等の役員も兼務し活躍しておりますが、地区社会福祉協議会等の事業年度は、毎年4月1日から次年3月31日となっております。民生委員・児童委員の任期は3年ごとに12月1日に変更となることから、事業年度と任期にずれが生じ、4月から11月までと12月から3月までの期間については、複雑な状況が生じています。</p> <p>自治会では、事業年度ごとに役員の改選が行われ、役員全体の中でバランスをとって役員の選考を行っていますが、民生委員・児童委員については、改選時期が異なることで選考に困っています。自治会によっては、改選ができず何年も同じ人が継続するなど、世代交代がなかなか進まないといった現状があります。</p> <p>改選時期になりますと、行政から自治会へ一方的な選考依頼がありますが、行政としては、自治会運営がうまく図られるよう、事業年度と同様に4月1日から任期が始まるよう、任期の統一をお願いします。法的な要件はあると思いますが、地域住民主体で活動できるよう国県等に働きかけていただくことが行政の在り方かと思えます。</p> <p><b>【当日再質問】</b>                      3年に1度、民生委員の改選で役所から人選をするよう1枚の封筒で依頼が来る。分かっているのであれば、年度の最初に自治会長を集めていただいて説明してもらってもいいのではないかと。</p>	<p><b>【福祉総務課：TEL 21-2202】</b>                      民生委員・児童委員（以下、民生委員）の任期は3年で、その改選日は全国統一で12月1日であります。民生委員の改選が12月1日となっているのは、昭和28年の民生委員法の改正時に、その任期を昭和28年11月30日までとして改選時期を統一したことによります。</p> <p>過去には、国政モニターに寄せられた「改選日を4月1日に移行した方が民生委員が活動しやすいのでは？」という質問に対し、厚生労働省が「民生委員と行政担当者等が同時期に異動することは、支援の継続性に支障が生じるおそれがあり、また住民も4月1日に生活環境が変わることが多いため、住民の生活実態を把握するのにも支障が生じることも考えられる。」という趣旨の回答をしたという事案があり、民生委員の改選時期については、様々な意見がございます。</p> <p>市におきましても、自治会の事業年度（4/1～3/31）と民生委員の任期（12/1～11/30）のずれが自治会運営にとって弊害となっている状況も見受けられますので、民生委員の活動しやすい環境の整備と、住民への継続的な支援という点を第一に考え、市の全体的な状況を鑑みたくえ、国県等に働きかけを行って参りたいと存じます。</p> <p><b>【保健福祉部長】</b>                      3年に1回の改選時期ということで、今回、自治会長様をお願いしているところです。1枚の通知だけ、ということではなくて、事前に説明会をさせていただいて、ご案内はしているところです。</p> <p>自治会長さんをお願いしている理由は、地元のことをよくわかっているということからです。また、3年に1回というものは決まっているものなので、民生委員さんにも退任される場合は、次の方を自治会長さんに推薦してくださいというようなこともお伝えしながら民生委員の推薦会を開催しているところです。</p> <p>改選が会計年度の切り替え時期にならないのかというお話もありましたが、民生委員法に改正があった際に、そこから3年となったものです。</p> <p>全国の民生委員会の会議で、4月1日改選にならないのかという話も出ましたが、様々なご意見があり、決めることができなかったと聞いております。ご意見があれば、市として県なり、国なりに相談していきたいと思えます。</p>	<p><b>【左記回答要旨のとおり】</b>                      【担当課：福祉総務課 TEL 21-2201】</p>
9	尻内第一	<p><b>【県道32号線の歩車道分離帯の草刈り時期について】</b>                      県道32号線（大久保バイパス）の歩道と車道を区分する草地帯については、道路管理者が7月頃に草刈りを実施していますが、この頃には草丈が伸び過ぎて、脇道から県道に車が入る際には、道路の両側（南北方向）の見通しが悪く、大変危険な状況となっております。</p> <p>これを解消するため、地域の利用者有志が自主的に一部の草刈りを行っています。</p> <p>つきましては、草刈りの実施時期を早めていただき、草丈が伸びる6月中旬までには刈り終えるよう、市を通して道路管理者（委託業者）に要望いただきたい。</p>	<p><b>【道路河川維持課：TEL 21-2408】</b>                      ご要望の箇所につきまして、県に確認しましたところ、「地元の皆様におかれましては、草刈りにご協力いただき誠にありがとうございます。県といたしましても、できるだけ早い時期に草刈りが実施できるよう努めておりますが、業務の発注時期を早めるなどしてさらなる早期実施が可能かどうか、今後検討してまいります。」との回答をいただいております。</p>	<p><b>【左記回答要旨のとおり】</b>                      【担当課：道路河川維持課：TEL 21-2408】</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
10	参加者 (仲方)	<p>【防災無線スピーカーの向きについて】</p> <p>スピーカーの向きが変な方向を向いている。1つは千塚工業団地の方。もう一つは鍋山街道の方で、肝心の住宅地の方から外れてしまっている。こちらに関しては、町内全体にうまく聞こえるように改善していただきたい。</p>	<p>【危機管理監】</p> <p>防災行政無線の件でお答えいたします。この件につきましては、ハザードマップの説明会の際にも話があり、担当の方でも確認をしているところです。この次の改修や見直しなどの際に対応させていただきたい。</p> <p>防災情報については、防災行政無線が寺尾で11か所、吹上で11か所あるが、限界があるため、防災無線のほかに防災ラジオやスマートフォンなどを活用して、いろいろな情報を提供していきたいと思っています。いろいろな方法を講じて防災情報を取っていただければと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>[担当課:危機管理課:TEL 21-2551]</p>
11	参加者 (鍋山第一)	<p>【道路の舗装について】</p> <p>平成28年ごろだったと思います。寺尾中学校の西側の道路を整備してほしいということをお願いしたが、何も動いていないようなので、できればそこを簡易舗装してほしい。</p> <p>また、自治会内に側溝があるが、蓋と蓋の間が20センチか30センチ空いているところがあるので、それを直してほしい。</p>	<p>【建設部長】</p> <p>舗装につきましては、担当者を行かせます。グレーチングのところの隙間につきましては、お邪魔した際に確認して、対応させていただきたい。</p>	<p>【道路河川維持課 TEL:21-2408】</p> <p>令和元年8月29日に簡易舗装及び隙間の対応を実施いたしました。</p>
12	参加者 (梅沢第二)	<p>【寺尾中学校における避難所の体制について】</p> <p>いざ避難する場合に、寺尾地区は寺尾公民館が避難場所となるが、場所が手狭なため、寺尾中学校に行くことになる。その際に、学校の先生方が避難所の対応ができるのか。その訓練ができていいのか。その点をお聞きしたい。</p> <p>公民館は寺尾地区住民の1パーセントしか入らない。その際に中学校の先生が受け入れ態勢ができるのか。鍵は開いているのか、受け入れたら、段ボールを用意したり。入るからには自分たちで動きはするが、用意がされていないとこちらも動けない。そういう意味です。</p>	<p>【教育長】</p> <p>寺尾中の教員が災害時の対応について、ちゃんと訓練・準備をしているのか、というご質問ですが、避難所となった場合には、教育委員会の職員課が避難所対応を担当することとなっています。学校の先生方に協力していただきながら、避難所の開設、運営については責任をもってやらせていただいています。現在はいろいろなタイプの災害がある中で、防災教育は子どものみならず、教員自身も新しい情報を得ながら対応していかなければならないと考えております。そういう意味では、吹上地区が一昨年、昨年の2年間、防災教育について先進的に研究を進められて、素晴らしい成果をあげています。その吹上地区で展開された防災への対応の在り方については、全市的に、他地区の教員も先進事例に学んでいるところです。常に新しい情報を入手しながら有事の際への対応について研究しているところです。</p> <p>【危機管理監】</p> <p>当然、避難場所として公民館だけでは足りないということは想定されるかと思いますが、これからの話で恐縮ですが、寺尾中学校を使用しなければならない状況になった場合には、先生方の協力も不可欠だと思います。来年度、そういったことも視野に入れながら、各地域の方に入っていきたいという思いもありますので、その取り組みの中で、具体的に、体育館・学校で避難所となった場合を想定した訓練とか、避難所をどう開設してどう運営していくかといったことも、やっていく必要があると思っています。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>[担当課:教育総務課:TEL 21-2461]</p>
13	参加者 (梅沢第二)	<p>【寺尾公民館のカウンターについて】</p> <p>寺尾地区は高齢化率が高い地域です。寺尾公民館で書類申請の手続きをする際、カウンターが高い。改修して高さを低くしていただいて、対面型の座った状態や車いすでも手続きができるようにしてもらいたい。</p>	<p>【生涯学習部長】</p> <p>職員は丁寧な対応を心がけているところですが、どうしても高いカウンターとなっていることで、ご不便をおかけしております。公民館は平成10年に完成して、今年で21年になります。改修につきまして、利便性の向上を図るうえで有効であると思っておりますので、今後改修を実施していくことで考えていきたいと思っております。</p>	<p>【公民館課 寺尾公民館 TEL 31-0002】</p> <p>令和2年度に受付カウンターの改修工事を実施するための予算を計上し、座った状態で手続きできる低いカウンターに改修する予定です。</p>



No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
14	参加者 (梅沢第二)	<p><b>【地域福祉計画と災害・高齢者のリンクについて】</b>                      高齢化と災害、両方関係しますが、平成 26 年に地域の福祉計画を作ったかと思えます。今年で最終年度だと思えます。この結果を踏まえて、基本方針に「いざというとき助け合う仕組みづくり」これを作るというようになっていますが、今後の計画でどのような基本方針で、災害と高齢者関係をリンクさせていくのかを教えてください。</p>	<p><b>【保健福祉部長】</b>                      地域福祉計画、現在、改定作業を行っているところです。市の方向性として重要だと思っていることが、地域での支え合いの体制づくりというものを強化していくことです。今現在も国のモデル事業を活用して、大宮・大平・岩舟・都賀で地域での支え合い活動をモデル的に実施しているところです。寺尾地区の参考になる事例としましては、岩舟地域の小野寺北で、小野寺地区も 40%近い高齢化率となっています。そういった意味で、地域でどのように支え合っていくかという先進的な事例もごございます。地区社協等々と連携しながら進めて行くことになろうかと思えますので、そういった事例を、地区社協に話を持っていったうえで、連携して進めて行くことを市では考えています。ただ、すべての地域を一斉にというわけにはいかないの、各地域の独自性・地域性もあるかと思えます。先進事例をご紹介させていただく中で、どこが自分たちにとって合わせやすいか、そういった事例を参考にさせていただいて、進めていただければありがたいと思えます。後ほど地区社協にも話をさせていただきますと思えます。</p>	<p><b>【左記回答要旨のとおり】</b>                      [担当課：福祉総務課：TEL 21-2201]</p>
15	参加者 (木野地)	<p><b>【通学路の確保について】</b>                      公民館の前の道路、東に向かっていくと、狭い十字路になっている。道路は舗装で上にあがっていくが、道路の南側にある排水路がそのままなので、排水路と道路のり面に高低差が出てきてしまっている。小中学校の通学路になっていて、その段差で転んでしまったという話もある。それをどうにか危険のないようにしていただきたい。</p>	<p><b>【建設部長】</b>                      後ほど、地元の方と方法論などについてご相談させていただいて、対応させていただきます。</p>	<p><b>【道路河川維持課 TEL 21-2408】</b>                      水道工事が終了後にポールコーンの設置予定です。</p>
16	参加者 (鍋山町第四)	<p><b>【はつらつセンター事業の助成金について】</b>                      自治会内にも実施している団体があって、年間 12 万円もらっている。実際の主な活動はランドゴルフで、それはいいと思えますが、お金の使い道がないため、結局最終的に、役員の忘年会などの補助に使ってしまっている。元気に外に出ている人のところに助成がいきってしまい、家にこもっている人には助成が届かない。                      社会福祉協議会に寄付をするのもそうで、4万円支払うと自治会に2万円戻ってくる。それはやはり元気な高齢者で遊んでいる人のところにいってしまうので、今年は寄付を止めました。自治会で、家に閉じこもっている人のところに何か持って行って、お話をしてくるとか、その方がはるかに高齢者の福祉になると思う。                      福祉に関しては、もう少しいろいろ考えてもらいたい。助成金を増やせというのではなくて、出し方を考えてほしい。もらえるからといって、いらぬものを買って込んで、自治会の倉庫がそのいらぬものでいっぱいになってしまっている。</p>	<p><b>【保健福祉部長】</b>                      月 4 回以上事業を実施した場合は、月額 1 万円。初期経費については、20 万円を限度として、お支払いしている。必要なものを買っていただくものなので、初期相談の段階で、担当者によく相談をするようにしたい。                      家にこもりがちの人に外に出てもらいたい趣旨があります。外に出ることが億劫な高齢者もいますので、自治会の中で工夫して、様々な事業をやっただいて、外に出る機会を増やしていく事業として、今後とも引き続き役立てていきたいと思えます。</p>	<p><b>【左記回答要旨のとおり】</b>                      [担当課：地域包括ケア推進課：TEL 21-2247]</p>